

児童虐待への対応

(2010年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		児童虐待への対応で取っている対策
1	名古屋市	児童虐待防止対策 1. 主な児童虐待防止事業 (1)子ども虐待電話相談、(2)子ども家庭支援員の登録・派遣、(3)養育支援ヘルパーの派遣、(4)なごやこどもサポート連絡協議会およびなごやこどもサポート区連絡会議の設置、(5)市民啓発の強化 2. 児童相談所の体制強化 平成22年度に2カ所目の児童相談所を解説 3. 区役所の体制強化 平成18年度から、各区役所に児童虐待防止などを担当する組織を設けている。
2	豊橋市	要保護児童対策ネットワーク協議会 養育支援訪問事業
3	岡崎市	要保護児童対策協議会を設置し、児童に関わる様々な関係機関が協力し合って、虐待の早期発見・早期対応に努めている。また、母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業を活用して、虐待の発生予防にも取り組んでいる。
4	一宮市	なし
5	瀬戸市	要保護児童地域対策協議会の開催をとおして関連機関との連携を図る・対応部所への専任職員の配置・予防対策として保健センター(健康課)と定例会議・要保護児童家庭訪問支援事業(保育士による養育支援)
6	半田市	平成12年度から任意の組織として「半田市虐待防止調整会議」を設置し、児童相談センター等児童に関わる関係機関によるネットワークづくりを進めてきました。平成19年3月には法定組織である「半田市要保護児童対策地域協議会」を設置し、毎月1回各関係機関と管理ケースの情報共有・支援検討をしています。①児童虐待予防対策 生まれてから2カ月の赤ちゃんがいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を保健センターで実施し、子育てに不安を持っている家庭などを早期から把握することで、子育ての孤立化を防止し、子育てに関する必要な情報提供を行うなど、虐待の未然防止に努めています。なお、子供の養育について支援が必要でありながら自ら援助を求められない家庭に対しては、適切な養育が行われるよう家事援助や保健指導などを実施する「養育支援訪問事業」に繋げていく体制をとっています。②児童虐待啓発及び把握 子どもにとって家庭以外の生活の場である小・中学校や保育園などの関係機関を訪問し、子どもの身近にいる大人に虐待の早期発見・早期対応への理解を深めていただくための活動を実施しています。(モニター機関訪問活動)一般市民の方々への啓発として、毎年「はんだ市報」に児童虐待の定義や、通告先をご案内しています。③児童虐待への早期対応・体制 虐待通告があった場合には、子どもの安否確認を行い事実関係の調査を実施し、関係機関で虐待の整理を行い役割分担をするなどして、当該家庭や子どもに対する援助方針を決め対応しています。必要時には関係機関によるケース検討会議を実施し、当該家庭を地域で支援していく体制づくりに努めています。虐待への対応については、地域との連携が不可欠であり、地域において児童問題を扱う主任児童委員や児童委員への啓発や、情報提供・収集を依頼するなど、協力体制がとれるよう連携を図っています。
7	春日井市	要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携を図りながら適切な支援に取り組んでいる。
8	豊川市	要保護児童対策地域協議会の設置(代表者会議、担当者会議、研修会の実施)・専任職員2名の配置・養育支援を徳に必要とする家庭に対して、養育支援訪問事業を実施
9	津島市	毎月、要保護児童・要支援児童・保護者・特定妊婦の早期発見・保護と児童虐待防止に取り組むため、要保護児童ネットワーク会議を開き、虐待等の情報交換、実施把握、協力体制の構築を行っている。会議には、愛知県海部児童・障害者相談センター保健市、学校教育課職員、児童課職員、家庭児童相談室職員が参加している。
10	碧南市	専用電話の設置・通報受理後48時間以内に安全確認・ハイリスク家庭に対し児童相談センターとの連携による支援・地域の資源を利用した援助(保育所等の入所、長時間、休日保育の利用、児童クラブ通所等)・養育訪問事業の実施・子育て支援推進事業強化(子育て支援センターの設置)・虐待対応に関する関係機関職員向け研修会開催

市町村名		児童虐待への対応で取っている対策
11	刈谷市	刈谷市要保護者対策地域協議会を筆頭に、実務者会議、ケース検討会議という三層構造により、各関係機関の連携を図っています。
12	豊田市	家庭児童相談室に専門職員を配置し対応している。正規職員2名(指導主事1名、事務職1名)非常勤特別職10名(家庭相談員1名、社会福祉士3名、心理士5名、保健師1名)以上12名。要保護児童対策地域協議会の設置運営(2006年2月設置)
13	安城市	安城市要保護児童対策地域協議会実務者会議を月に1回行い、社会福祉課、子ども課、保健センター、児童相談センター、保健所との連携を図っている。安城市虐待等防止地域協議会を設置し、市の関係部署、警察、保健所、医療機関、幼保育園、小中学校及び町内会等の代表者を構成員として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催している。個々の通報や相談があった場合は、多様なケースがあるので児童相談センターに連絡するとともに、関係機関と情報を共有しながら、連携を図り対応している。
14	西尾市	在宅の乳幼児については、育児の軽減と児の安全確保のため、就園を勧める。母がひとりで育児や家計の悩みをかかえ込んでいることが多いので、母の話をじっくり聞くと共に、各種手当や貸付金などについて紹介したり、就労について相談にのったりする。又、育児、家事がうまくできるように支援する。
15	蒲郡市	蒲郡市要保護児童対策地域協議会で実務者会議(月1回)開催し、各機関と連携協議
16	犬山市	子どもに関する相談、児童虐待に関する相談・情報提供がいつでも受けられるよう、24時間対応可能な専用の電話回線を設置しています。その受電内容により、一宮児童相談センターをはじめ関係機関と連絡を取り、児童の安全確保が図られるよう迅速な行動に努めています。また要保護児童対策協議会を設け、定期的の実務担当レベルの会議を開催し、案件に対する情報共有と処遇方針の決定を行っています。
17	常滑市	指導主事が中心となり、常にこども課との連絡調整、連携、協働を図っています。
18	江南市	現在把握しているケースについては、江南市要保護児童対策地域協議会の実務者会議で見守っている。また、現在把握されていない潜在的なケースも存在すると考えられるので、児童委員会において、地域で心配な案件があれば報告いただくよう啓発している。
19	小牧市	児童虐待への対応については、児童福祉、母子保健、教育委員会などの庁内関係部署と、児童相談センター、保健所との関係機関の担当者による会議を月1回開催し、連携強化を図り、ケースに対応しています。児童虐待防止の取り組みとしては、本年度はモデル地区において、移動子育て支援センターとして、地区の会館などを利用して、親子が気軽に出かけることができる場所を設定し、除算し、保育士が相談に応じ、子育ての不安解消などに努めています。また、保育園においても、虐待の疑いのある児童の救済にむけて、全ての職員が迅速に対応できるようマニュアルを作成しています。
20	稲沢市	無記入
21	新城市	虐待を受けた児童など、要保護児童に対する関係機関との情報共有や連絡調整を行い、市要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び連絡調整会議において児童虐待への早期対応や予防対策を推進するため、ケース検討などを行っています。
22	東海市	健診時に子育て自己診断シートを配布し、記入してもらっている。それにより、親の子どもに対する関わり方を明らかにして、虐待・放任等の傾向を親に伝え、また、認識してもらうことにより、自分自身を見つめなおし、子育てに対する悩みを和らげたり、子育てのヒントを与え、また、動機付けを行っている。
23	大府市	家庭児童相談室に相談専用電話を開設し、夜間の携帯電話への転送も含めて24時間通告を受けている。通告を受けた後は、児童相談所指針に沿い48時間以内に現場踏査等の確認を行っている。
24	知多市	各学校から寄せられる虐待情報(身体に傷がある、食事をあまりとっていない、言葉で傷つけられる)を子育て支援課に連絡するとともに、知多児童・障害者相談センター、子育て支援課、学校教育課、学校等の関係機関で連携し、対策に取り組んでいる。
25	知立市	無記入

市町村名	児童虐待への対応で取っている対策	
26	尾張旭市	要保護児童対策地域連携会議を設置し、年2回の代表者会議、月1回の実務者会議及び必要に応じて個別ケース討論会儀を行い、要保護児童等の情報交換、関係機関の協力体制の確立、適切な保護と支援を行っている。地域社会において、あるいは関係機関において児童の身体的状況、精神・行動面の状況及び保護者の状況を注意深く見守ってもらうようマニュアルを作成し早期発見に努めている。全出生児について「すくすく赤ちゃん訪問事業」を実施している。出生月の翌々月に対象世帯を訪問することによって、親子の心身の状況や養育環境等の把握と助言を行っている。また、対象世帯との良好な関係を作るよう努め、支援が必要な場合は適切なサービスの提供を行っている。
27	高浜市	要保護の児童生徒も含め、継続的に支援を行い、月1回の実務者会議で、市の関係部署と児童相談所で情報交換を行っている。
28	岩倉市	子どもと親の相談員を市内小中学校7校に1人ずつ配置しています。
29	豊明市	平成19年2月1日に要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所、警察、保健所、学校、保育園、民生児童委員等関係機関と連携をとりながら対応をしている。また、通報等があった場合に情報収集や速やかに行動をとるように心がけている。
30	日進市	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携し、定期的な訪問や面接などを実施。生後3カ月のお子さんを対象に、赤ちゃん訪問を実施。
31	田原市	田原市要保護児童対策地域協議会の設置(H18. 6. 22)。各ケース対応(相談、家庭訪問、状況確認等)。養育支援訪問事業(保健士、保育士などによる委託訪問、養育指導等)の実施。
32	愛西市	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携し、定期的な訪問や面接などを実施。生後3カ月のお子さんを対象に、赤ちゃん訪問を実施。実務者会議、サポートチーム会議等を開催し、関係各機関が要保護児童の情報を共有して児童虐待の防止を図っている。
33	清須市	「清須市要保護児童対策地域協議会」を設置し、毎月1回実務者会議を開催し、各関係機関と連携を図りながら、児童虐待に対応協議を行っている。又、必要に応じ個別ケース会議を開き、地域の民生児童委員の方々との協力のもとに対応を行っている。
34	北名古屋市	児童相談所、警察、保健所及び主任児童委員で構成する「要保護児童対策協議会」を中心に、地域での支援体制を整え、見守りを実施しています。相談窓口の対応は、職員4名(正職2、嘱託2)により、通報やそう団子に調査等を行い、一時保護や専門的支援が必要な場合は、児童相談所への支援を求めています。なお、夜間等の緊急体制は、児童相談専用携帯電話を担当職員が連携し、対応しています。
35	弥富市	弥富市要保護児童対策地域協議会設置(平成18年12月～) 構成団体 海部児童・障害者相談センター、蟹江警察署、津島保健所、弥富市民生・児童委員会、弥富市(健康推進課、教育課、児童課)、その他市長が適当と認める法人及び個人 会議月に1回 実務者会議 必要に応じて代表者会議、個別ケース討論会議
36	みよし市	各学校に担当者を置き、常時情報交換を行っている。関係機関団体の職員に対する研修会。関係機関へ虐待発見時の通告文及び報告文等の様式の配布と依頼。要保護児童対策協議会の設置と代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の実施。
37	あま市	平成22年度から家庭相談員を採用し、家庭児童にかかる諸問題の解決を図っています。また、児童福祉相談センター及び小中学校等の各関係機関と定期的に情報交換を行い、問題の早期発見並びに早期解決を心がけています。
38	東郷町	要保護児童対策地域協議会の設置をし、関係機関等との連携を図っている。また、乳児家庭全戸訪問等の事業を利用し支援が必要と思われる家庭を把握している。
39	長久手町	平成17年12月20日に長久手町要保護児童対策地域協議会を設置
40	豊山町	母子手帳交付・乳児訪問・乳幼児健診時にアンケートを実施し、ハイリスクの家庭に対して訪問・健康相談により保健指導を実施し支援を行っています。要保護児童対策地域協議会で検討しています。

市町村名		児童虐待への対応で取っている対策
41	大口町	毎月1回実務者会議を開催し、ケースの把握、情報を交換、共有しながら、関係機関が連携をとりサポート体制を整えている。緊急性のある個々のケースについては、個別ケース検討会議を随時開催し、児童の安全確認を第一に支援体制を検討しています。また、新たに「ドアノッキング事業」を実施し、家に引きこもりがちになっている親子について地域から孤立することを防ぐとともに、虐待を防止するために地域ぐるみで家庭を見守り子育て家庭を支援していきます。
42	扶桑町	要保護児童対策地域協議会実務者会議を毎月開催。要保護児童対策地域協議会代表者会議を毎年2月に開催。
43	大治町	特にありません。
44	蟹江町	虐待サポートチームを設置し、随時会議を開催。場合によって、ネットワーク会議も開催する。
45	飛島村	児童虐待防止会議に出席して情報交換を行っている。
46	阿久比町	家庭児童相談員3名が対応し、虐待や育児放棄の傾向のある家庭を支援している。毎月、児童相談所、保健所、教育委員会等の関係者で連絡調整会議を開催し、支援が必要な家庭の情報交換を行っている。
47	東浦町	要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携。乳児家庭全戸訪問事業。養育支援訪問事業。
48	南知多町	南知多町要保護児童対策地域協議会を設置しており、虐待についての情報が入った場合、すみやかに、児童虐待実務者会議を開催し、その対応について協議するとともに、外の事務に優先して取り組むようにしています。
49	美浜町	無記入
50	武豊町	要保護児童対策地域協議会の設置。専門職(保健師2名)の設置、乳幼児家庭全戸訪問事業等。
51	一色町	要保護児童対策協議会を設置し、毎月実務者会議を開催してケースの検討をしている。
52	吉良町	吉良町児童対策協議会を設置し、毎月1回児童問題ケース検討会議を開催し、関係機関の情報の共有と適切な連携を図り、虐待防止、早期発見、早期対応に努めている。
53	幡豆町	特になし
54	幸田町	要保護児童対策協議会設置、実務者会議(月1回開催)、ケース検討会議(随時)。養育支援訪問事業の実施。
55	設楽町	無記入
56	東栄町	要保護児童対策協議会の設置で対応している。
57	豊根村	要保護児童対策地域協議会豊根村実務担当者会議を保健センターが中心となり開催。情報交換、対応の相談を行っている。